

車椅子貸出要綱

（目的）

第1条 この要綱は、大淀町内に居住する身体障害者及び虚弱老人等に対し、社会活動への参加と自立を促進することを目的とする。

（借用申請）

第2条 車椅子を借用しようとする者は、車椅子貸出申請書（様式 1）を使用する日の前日までに、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

（1）誓約書

（貸出期間）

第3条 車椅子の貸出期間は、6 ヶ月以内とする。やむを得ない理由が生じたときは、善意銀行に支障のない範囲で更新することができる。

- 2 他制度利用者は、原則 1 カ月以内としこれを超える場合は、他制度でのサービスを優先とする。更新の申請は行えないものとする。

（管理義務）

第4条 被貸与者は、善意な注意をもって車椅子の管理に努めなければならない。

- 2 被貸与者は、自己の責に帰すべき理由により車椅子を滅失し、又は、き損したときは、借用者が全額負担し直ちにこれを原状に回復しなければならない。

（委託）

第5条 車椅子貸与事業は、社会福祉法人大淀町社会福祉協議会に委託することができる。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。